

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

枚方市長

市町村名 (市町村コード)	枚方市 (27210)
地域名 (地域内農業集落名)	蹉跎地区 (北中振・南中振・出口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻が主要作物であり、自己耕作割合が73%と比較的に高い割合であるが、70歳以上の農業者が全体の55%(60歳以上を含めると86%)と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。また、現状、所有者が耕作できない農地については、地域の担い手が農地銀行を通じて耕作又は受託し、農地が荒廃しないよう維持している。後継者がいない、農地銀行の担い手不足、分散する農地を集約化、農業用機械の維持費が高額で採算が合わないなどが課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を主要作物としつつ、現状の担い手及びその後継者で、農地が荒廃しないよう維持していく。但し、所有者が耕作できない農地を地域の担い手又は受託で支えきれない場合は、農地中間管理機構を活用して地域外からの担い手を募り、農地の集積・集約化、畑地化なども検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

JA北河内蹉跎支店管内の市街化調整区域内で農業上の利用が行われる農用地等を範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、目標地図に位置付けられた者を中心に、農用地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域で支えきれない農地が出た場合には、農業委員又は推進委員へ相談の上、貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地域外からの担い手を募る。担い手が見つかれば、農地中間管理機構を通じて貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状、大規模な基盤整備事業は検討しない。但し、農道や水路、農業用施設の老朽化に伴い随時、行政やJA北河内の補助事業も活用しながら整備・維持していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区では、地域外からの担い手を受け入れた実績がないため、新規就農者や参入企業を受け入れる際のルール作りを検討する必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後もJA北河内の農作業受託サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦保全・管理等

耕作が困難な農地については、シルバー人材センターなどを活用して保全・管理に努め、農地が荒廃しないよう維持していく。